

ID: 123

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	八頭町国民健康保険条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第114号		
<p>【根拠条文】 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日